



(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

1 世帯認定について

請求人は居住を移しての保護申請であるが、「生計の同一性」について総合的に勘案した結果、請求人の生活費は母からの援助（資金提供）と判断し、請求人と母は別世帯として認定することとした。

2 収入認定について

請求人と母とは、実の親子関係にあり、現在は同一敷地内で別居しているが、保護申請前までは同居生活をしてきた。母の預貯金等を調査した結果、当面は請求人の光熱水費等第2類経費相当を負担（援助）する資力は十分にあり、保護に優先するものと判断した。

また、母は高齢であるが自立した生活をしており、自宅前の畑で自給分の野菜作りもしている。このため、当然、母から時々の野菜援助が見込まれることから、野菜自給（1/2）を認定することとし、母からの上記援助を保護適用の条件とした。

3 保護却下理由について

平成18年8月30日請求人及び母に対し、母からの上記2にある援助を条件に保護適用することを概算の扶助額を示して説明したが、請求人は2万5千円程の保護費では生活ができないため、処分庁の提示した保護適用内容は拒否し、受け入れなかった。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

1 保護申請以前は同居していたが、現在は敷地内で別居している。

2 母親の預金については母親のものである。

3 保護の扶助額を2万5千円では不服だった。4万円にしてもらいたかった。母が援助するかしないかは母の意思である。

(5) 事実認定

1 請求人は、平成18年7月31日付けで、脳出血の後遺症が残り、仕事ができなく、母の援助も無理となり生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。

2 平成18年8月2日付けで処分庁は、母に対して文書による扶養照会を行ったこと。

3 上記2の扶養照会に対し、平成18年8月5日付け扶養届出書にて母は金銭的援助は不可と回答したこと。

4 平成18年8月22日及び29日のケース診断会議において、処分庁は、保護適用の条件として、第2類については不支給、また、野菜自給（1/2）を認定することとしたこと。

5 処分庁は、平成18年8月30日請求人宅訪問し、請求人及び母に上記4を保護適用の条件とすることを説明したところ、提示する保護適用内容は拒否するとし、受け入れなかったこと。

6 処分庁は、平成18年8月30日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

なお、扶養請求権は法第4条第1項にいう「資産、能力、その他あらゆるもの」に当然含まれるので、それが「利用し得る」ものである限り、それを「最低限度の生活維持のため活用する」ことが保護の受給要件となることは、資産や能力活用の場合と同様である。

また、法第8条第1項には、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は品物で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

さらに、法第77条第2項には、「扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。」と規定している。

そこで、これを本件についてみると、処分庁は、事実認定にあるように法第4条第1項の規定に基づき母に対して文書による扶養照会を行い、法第8条第1項の規定に基づき保護の程度を決定している。この母に対する文書による扶養照会については、扶養請求権が最低限度の生活の維持のために活用すべきものであるから、文書による扶養照会を行った処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、処分庁は、法第4条第1項に基づく文書による扶養照会に対する母の回答は金銭的な援助は不可となっているにも関わらず、野菜自給(1/2)及び光熱水費等第2類経費相当を収入認定すると判断したこと。

このことについて、野菜自給(1/2)は時々請求人への提供が当然考えられること、また、光熱水費等第2類経費相当は、母の預貯金からすれば、当面は保護に優先するものと考えざるを得ないこととの主張であるが、本件のように、現実には母が扶養義務の履行を拒否しているにもかかわらず、収入認定を行うことは、

法第77条第2項の規定から、実施機関の判断のみで扶養義務者の負担すべき額を認定することが妥当と認める判断はできない。

したがって、処分庁が、法第4条第1項の規定に基づく文書による扶養照会の回答結果により、野菜自給(1/2)及び光熱水費等第2類経費相当を収入認当するとしたことについては、法第8条第1項に規定する、請求人に対する保護の程度を十分把握しないまま行っており不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成18年10月26日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)